

## 質問（長期脱炭素電源オークション）への経産省からの説明

報告（古賀・松田・東原）

『(9月25日付)「長期脱炭素電源オークション」実施に関わっての質問と意見』へ、9月25日と10月6日（電力基盤整備課）に説明いただいたことを報告します。

### 9月25日 電力・ガス取引監視等委員会 取引監視課

栗谷課長・小松課長補佐・嶋田係長

（訪問）コンシューマネット古賀・グリーンコープ松田・東原）

- 同課の任務で本件に関して発電事業者の入札内容のチェックはあるが、質問の大半が守備範囲にない。
- 質問に応答できる部署は電力・ガス事業部 電力基盤整備課であるので、そちらに連絡をするとよい。連絡があることを同課につないでおく。

### 10月6日 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室

三宅課長補佐（電源投資）・宮下係長（電源投資）・磯口係長（予備電源・電源投資）

訪問者は同前

～2時間弱ていねいな説明をいただいた。

提供資料4点

A：2024年1月31日第88回制度検討作業部会資料5のp8～12「＜原子力＞原子力の課題と検討の方向性」＜注1＞＜注2＞  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/seido\\_kento/pdf/088\\_05\\_00.pdf#page=9](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/088_05_00.pdf#page=9)

B：2024年3月22日第90回制度検討作業部会資料5のp18～22「＜原子力＞上限価格 2013年7月施行の新規制基準に対応する投資案件・安全対策コストの検討」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/seido\\_kento/pdf/090\\_05\\_00.pdf#page=19](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/090_05_00.pdf#page=19)

C：電力広域的運営推進機関の説明会資料 2025年9月「長期脱炭素電源オークションの制度詳細について」  
[https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2025/files/202509\\_youryou\\_syousaisetsumei\\_long.pdf](https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2025/files/202509_youryou_syousaisetsumei_long.pdf)

D：東京電力ホールディング・東京電力エナジーパートナー作成資料 2023年1月23日「規制料金値上げ申請等の概要について」  
<https://www.meti.go.jp/press/2022/01/20230123001/20230123001-4.pdf>

＜注1＞本資料は、長期脱炭素電源オークションの対象に既発原発の安全対策投資も含めるというもの。

本件に係る、第1回電力・ガス基本政策小委員会は2016年10月18日開催。長期脱炭素電源オークション（以下 本オークション）は、その必要が2018年7月第5次エネルギー基本計画に記載、2023年6月制度設計をとりまとめた「第11次中間とりまとめ」を公表。2024年1月第1回本オークション実施。

<注2>第2回入札の実施に向けて第66回同委員会では本資料の議論。2030年エネルギーミックス達成や、2050年カーボンニュートラル実現には既設原発の活用が重要である一方、そのために数千億円規模の安全対策投資が必要であり、この投資判断のための「投資の回収の予見可能性」を課題とする。

現状すでに、巨額の初期投資を要する、火力の脱炭素化改修や揚水の大規模改修（100億円程度）を対象としているように、既設原発の安全対策投資も対象と考えていく。

【質問①】（2024年より原発新設に限らず既設原発の安全対策工事等に要する費用も対象とされている理由）について

- ・ 資料Aの8～10p参照。本オークションは、2016年電力自由化後に、発電事業者が電気代が下がって収益悪化や投資未回収を懸念することから、日本全体での発電電力が不足することになってはならず、この懸念を無くすため、投資回収の予見可能性を確保することを発電事業者に提示し、国全体の発電電力確保へと発電所建設を促すもの。
- ・ もちろん、入札により低価格のものから順に確保必要分を落札することによって行われることから、何でも良いというわけではない。
- ・ そうした意味で本オークションの開始時から原発新設も対象としてきたが、すでに既設揚水の大規模改修等を含めたのと同様に、既設原発に安全対策投資を講じて発電電力が確保できるようにすることは本オークションの趣旨に合うと判断された。発電電力ということでは原発のみ対象から外すということにならない。
- ・ 揚水の大規模改修への投資は100億円規模。揚水発電は原発の夜間の電力の有効利用の側面があったが、電力自由化後に、再エネ、特に太陽光の出力抑制低減のためにも活用されている。再エネ伸長のためにも意義がある、再エネ発電事業者にとっても重要な電源ではないか。
- ・ 発電事業者が100億から数千億円規模の投資をするかどうかは休廃止も含めた大きな判断となるため、自由化後の発電事業における電源投資が縮小してきた中では、その判断を発電事業者の自由競争に委ねるのみでなく、国民生活と産業にとって必要な発電電力を確保することは、国の責務として重要である。再エネを広げるためにFITやFIP制度をつくったが、それらだけで今後の発電電力を備えられるとはならない。再エネ事業者にとっても、FITやFIPでいくのか、本オークション制度を活用するかは各事業者の意思判断だと言える。
- ・ 原発優遇との意見も多々あろうが、特別に原発を優遇するというだけでなく、日本全体の今後の発電電力確保のための制度であると理解してほしい。

- ・ 電力・ガス基本政策小委員会は、第1回が全面自由化開始の2016年10月。そこから電力・ガスの基本政策について議論してきており、本オークションの必要性は2018年7月の第5次エネルギー基本計画において過少投資問題として記された。その後、2019年に設置された、持続可能な電力システム構築委員会で具体的な検討が始まり、2023年6月に制度設計が一旦できて第1回本オークションがもたれ、この第66回電力・ガス基本政策小委員会で第2回本オークション実施に向けての検討が行われた。

**【質問②】**（原発事業者による原発建設に関わる「二重取り」とならないか）について

- ・ 資料Dの8～22pを参照。落札事業者は本オークションに基づく容量確保契約金を受け取るが、小売規制料金においてはその容量確保契約金は控除収益<注3>となり、小売規制料金の低下要因となることから、必ずしも二重取りとなるわけではない。
- ・ また、本オークションの落札電源は、儲け（他市場収益）の9割を還付することになり、市場価格が高騰すれば、落札価格以上に還付金が発生し、小売事業者の容量拠出金がマイナスとなる可能性もある。
- ・ 次からの説明にもなるが、契約金の受け取りはその発電所の運転開始後に始まり、運転実績に基づき多寡が出る。
- ・ それと、実際の運転に伴う事業収益とを見合わせながら事業者はその発電所の事業を行う。小売規制料金の原価には様々な項目が含まれており、一部の項目の費用が増加している可能性も考えられることや、上記のように還付金も生じることから、容量確保契約金をもらうので必ず小売規制料金を下げる（電気料金を下げる）といった判断がされるものではなく、基本的に発電事業者による判断事項である。
- ・ 本オークションは、運転開始後に得られる売電収入を前以って考慮する制度ではない。実際の運転開始後の市場価格の状況によって、還付金の多寡が決まる。2027年度からこの制度に基づくお金のやり取りが始まる。その後、毎年の実績に応じて実態を見ていくことになる。

<注3>資料Dの8p「総原価」中の「控除収益」に、本オークションによる容量確保契約金が入る。22p「控除収益」内の「電気事業雑収益」がそれである。

**【質問③】**（落札された発電事業者に支払われる約定価格に基づく容量確保契約金が、a（いつ）、b（誰から誰に）、c（どのような計算にもとづき）、d（いくら支払われるか）、e（それは全体に対してどの程度の割合か）、f（これらの情報は公開されるか）、g（具体的にはだれが落札したのか））について

- ・ a：落札された当該発電所の運転開始後に。
- ・ b：電力広域的運営推進機関（全電気事業者が加入）が当該発電事業者に。
- ・ c：計算式は落札価格×kW。

例) 落札価格5万円×100万kW=500億円

d～f：当該発電事業者の経営情報そのものとなるため、他事業者との競争の観

点から非公開。

g：当該事業者。

【質問④】（小売事業者が拠出する容量拠出金が、a（いつ）、b（誰から誰に）、c（どのような計算にもとづき）、d（いくら支払われるか）、e（それは電気料金全体に対してどの程度の割合か）、f（これらは公開されているか。されていない場合は今後公開する予定があるのか））について

- ・ 資料cの116p～（第6章 容量拠出金）を参照。
  - a：運転開始の翌年度から。
  - b：小売事業者と一般送配電事業者等が電力広域的運営推進機関に。
  - c：容量確保契約金額を全国でのエリア毎実需要で配分し、それをエリア内の小売・一般送配電等事業者毎に配分して算定。
  - d～f：小売・一般送配電等事業者が、個別のどの発電事業者にいくら支払われる容量拠出金の、そのうちのいくらかを負担するかといったことは非公開。総額での情報はわかるので、わかった情報を電気利用者に伝えるか、どう伝えるかは、小売・一般送配電等事業者の判断。
- ・ すでに容量拠出金の支払いは始まっているので、2027年度からは、その中の項目（規模）が増えていくという理解であり、特別に新しい拠出金が始まるということではないと理解してもらおうとよい。

【質問⑤】（原発事業者による新設・安全対策投資額と、質問③c（どんな計算にもとづき）やd（いくら支払われるか）との間の法令上の関係の有無。無い場合、応札された費用の個々チェックは何にもとづくのか、もしくは市場原理に任せ事後検証の対象には一切ならないのか）について

- ・ 基本は、入札に際して発電事業者自身が、それが落札されるようにと考えて投資費用と入札費用を算出する。また、その内容について、電気・ガス等取引監視等委員会が、要件を満たさないものが含まれていないかなどを確かめもする。その要項は「長期脱炭素電源オークションガイドライン」に定めている。
- ・ 落札後は、落札した金額どおりに工事や投資がなされているかどうかといったことを確認することはない。費用が少なく済めば発電事業者の利益となり、費用が増加すればその損失となる。
- ・ 供給力の提供が行われなような場合は、当該発電事業者へのペナルティも課される。
- ・ ちなみに、本オークションを行うのは電力広域的運営推進機関であるが、これは経産省から独立した認可法人である。もちろん経済産業大臣の監督下にある。

【質問⑥】（工事後に稼働が出来ない等の場合、約定されていた容量確保契約金額は支払われず、工事費用は原子力発電事業者が自ら負担し、小売電気事業者と国民（需要家）は負担しないのか。原発事業者に工事費用の負担能力（および担保等）はあるのか。それが無い場合、小売電気事業者や国民（需要家）に負担が押しつけられること（電気料金の上

昇など)はあるのか)について

- ・ 運転開始後の支払いなので、質問のように、稼働できない場合には、容量確保契約金額が支払われることはなく、小売事業者等やその利用者へのつけ回しは生じない。

【質問⑦】(万が一、稼働後に事故が起こって廃炉や賠償が求められ、無関係の小売電気事業者や国民(需要家)が負担しなければならない状況になったりして結果的に小売電気事業者や国民(需要家)が「二重負担」になるのか)について

- ・ ⑥同様、運転が行われる実績に応じての拠出金支払いとなるので、質問にあるような負担は生じない。

【意見】について

- ・ 制度設計のために電気事業者の意見を聴くことは必要であることと、記載の電気事業連合会会長が言われている何もかもが希望されているとおりになっているわけではない(建設時に現金キャッシュ負担が無いようにできぬか等)ことを理解してほしい。

以上のとおり丁寧に説明いただいたので、あらためて書面での回答は不要であると申しました。

不明なことはこれからもお尋ねするとお伝えし、お尋ねにはしっかり説明をつづけると言っています。そうしていこうと思います。

以上